

糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定書

岐阜県医師会、岐阜県糖尿病対策推進協議会及び岐阜県は、糖尿病性腎症重症化予防に向けた取組の促進に向けて、次のとおり「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 糖尿病性腎症重症化予防の取組を全岐阜県下で推進するために、医療保険者と医療機関等が協力し、連携体制を構築して地域における取組の促進を図ることを目的とする。本取組では、糖尿病の医療機関未受診者および治療中断者に受診勧奨を行い医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症重症化のリスクの高い者に保険者が医療機関と連携して、保健指導を行うことができる環境を整備するため、協定締結団体それぞれの役割と連携・協力の内容などを定める。

（プログラムの推進）

第2条 協定締結団体は、前条の目的を達成するため、「岐阜県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下「プログラム」という。）を定めプログラムの活用を推進するとともに、PDCAサイクルの考えに基づいて事業の検証結果を踏まえ必要な見直しを行いながら本取組の改善、質向上を続けるものとする。

（役割及び連携・協力）

第3条 協定締結団体は、前条により定めるプログラムに基づき、次の各号に定める役割に沿った取組を進めるとともに、事業推進に係る課題等への対応について、情報提供・意見交換を行い、連携・協力して地域における取組を推進するものとする。

- 一 岐阜県医師会は、プログラムを郡市医師会へ周知し、保険者によるプログラムの取組が円滑に実施できるよう協力するとともに、かかりつけ医と専門医等との連携の強化など、保険者との連携体制の構築に向けて協力するものとする。
- 二 岐阜県糖尿病対策推進協議会は、プログラムを構成団体に周知し、県民や患者への啓発、医療従事者への研修に努めるとともに、医学的・科学的観点から県内における糖尿病重症化予防の取組について助言を行うなど、保険者の取組に協力するものとする。
- 三 岐阜県は、プログラムを関係団体に周知し、保健指導従事者等への研修に努めるとともに、保険者における事業実施を支援する。また、岐阜県医師会や岐阜県糖尿病対策推進協議会等と保険者の取組状況を共有し、保険者における円滑な事業実施を支援するものとする。

（守秘義務）

第4条 協定締結団体は、連携した取組の実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、当事者間の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、協定締結団体で協議し、その内容を決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、これを締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、岐阜県医師会会長、岐阜県糖尿病対策推進協議会会長及び岐阜県知事が記名押印の上、各団体1通を保有するものとする。

平成29年12月1日

岐阜市藪田南三丁目5番11号
岐阜県医師会会長

小林 博

岐阜市藪田南三丁目5番11号
岐阜県糖尿病対策推進協議会会長

小林 博

岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県知事

古田 肇